



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年6月16日火曜日 第2681号

◇ 目 次 ◇

地籍調査の成果の認証.....	(農政課) ...	635
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	(水産課) ...	635
認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消し.....	(東予地方局総務県民課) ...	635
土地改良区役員の就退任の届出(2件).....	(東予地方局農村整備課) ...	635
土地改良区の定款変更の認可.....	(") ...	636
新たな土地改良事業の施行の認可(2件).....	(") ...	636
土地改良区役員の住所の変更の届出.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	636
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	(") ...	636
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	636
土地改良区役員の就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課) ...	637
医師の指定.....	(福祉総合支援センター) ...	637
指定医師の辞退の届出.....	(") ...	637

公 告

公文書の公開の実施状況.....	(広報広聴課) ...	638
個人情報の開示等の実施状況.....	(") ...	638
労働委員会第42期委員候補者の推薦.....	(労政雇用課) ...	639

告 示

○愛媛県告示第791号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成27年6月16日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
今治市	常磐町5丁目等 6単位区域	平成25年度から 平成26年度まで	常磐町5丁目等6 単位区域の地籍図 及び地籍簿

2 認証年月日

平成27年6月16日

○愛媛県告示第792号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成27年6月16日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成27年6月16日から29日まで

○愛媛県告示第793号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の10第1項の規定により、次のとおり認定液化石油ガス販売事業者の認定を取り消した。

平成27年6月16日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	取 消 年 月 日
国安石油株式会社	青野春一	西条市桑村41番地7	平成27年 6月5日

○愛媛県告示第794号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市庄内土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成27年6月16日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡部久男	西条市河之内甲101番地

○愛媛県告示第795号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市朔日市新田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退

任した旨の届出があった。

平成27年 6月16日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 要 雄	西条市玉津666番地 3
"	秋 山 賢 治	西条市朔日市631番地 3
"	森 壽	西条市玉津81番地
"	渡 辺 道 善	西条市朔日市220番地
"	松 本 節 雄	西条市朔日市371番地 4
"	高 橋 滝 雄	西条市朔日市628番地
"	三 好 和 彦	西条市朔日市735番地 1
"	高 橋 晴 雄	西条市神拝乙 5 番地 5
監 事	高 橋 彦 雄	西条市神拝乙102番地 2
"	近 藤 清 政	西条市玉津677番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 要 雄	西条市玉津666番地 3
"	森 壽	西条市玉津81番地
"	加 藤 公 雄	西条市朔日市89番地
"	安 部 正 則	西条市朔日市139番地
"	高 橋 滝 雄	西条市朔日市628番地
"	秋 山 賢 治	西条市朔日市631番地 3
"	真 木 繁 隆	西条市明屋敷52番地
"	桑 原 幸 治	西条市朔日市228番地
監 事	高 橋 彦 雄	西条市神拝乙102番地 2
"	近 藤 清 政	西条市玉津677番地

○愛媛県告示第796号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、西条市国安土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 6月16日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

○愛媛県告示第797号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1 項の規定により、

○愛媛県告示第801号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年 6月16日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建（開）第9号 平成27年 6月4日	伊予市森字藏地甲302番 1	伊予市森甲226番地 3 田 井 孝 司 田 井 恵 里

西条市小松町第五土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（ほ場整備・徳重地区）の施行を平成27年 6月 8日認可した。

平成27年 6月16日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

○愛媛県告示第798号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1 項の規定により、四国中央市三島土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（かんがい排水・西浜地区）の施行を平成27年 6月 8日認可した。

平成27年 6月16日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

○愛媛県告示第799号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市堀江町土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成27年 6月16日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	新 出 務	松山市堀江町甲1660番地	松山市堀江町甲2072番地 1

○愛媛県告示第800号

松山市伊台土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年 6月16日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 松山市伊台土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 松山市伊台土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成27年 6月17日から 7月14日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第802号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宇和海地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 6月16日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	磯 崎 弘	宇和島市下波5442番地
"	浅 井 信 昭	宇和島市下波4485番地
"	志 波 泰 映	宇和島市下波3781番地
"	石 川 秀 樹	宇和島市下波3734番地
"	中 村 八十幸	宇和島市下波2608番地
"	濱 田 義比古	宇和島市下波2298番地
"	石 崎 大 樹	宇和島市下波1351番地 2
"	福 本 義 和	宇和島市下波914番地
"	石 城 孝 弘	宇和島市遊子5394番地
"	中 山 真 也	宇和島市遊子4495番地 1
"	入 江 駒 男	宇和島市遊子4386番地
"	中 平 政 志	宇和島市遊子3911番地
"	山 下 重次郎	宇和島市遊子3337番地
"	福 島 久 光	宇和島市遊子2234番地
"	山 下 良 征	宇和島市遊子1360番地

監 事	壽 崎 平 亀	宇和島市下波1226番地
"	米 澤 利 徳	宇和島市遊子2855番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	磯 崎 弘	宇和島市下波5442番地
"	浅 井 悟	宇和島市下波4789番地
"	志 波 泰 映	宇和島市下波3781番地
"	酒 井 年 治	宇和島市下波3140番地 2
"	山 口 栄一郎	宇和島市下波2512番地
"	石 崎 大 樹	宇和島市下波1351番地 2
"	壽 崎 平 亀	宇和島市下波1226番地
"	福 本 義 和	宇和島市下波914番地
"	本 山 智	宇和島市遊子5314番地
"	壽 崎 大 蔵	宇和島市遊子4647番地
"	木 原 清 司	宇和島市遊子4272番地
"	徳 島 勝 久	宇和島市遊子3798番地
"	岩 見 金 嗣	宇和島市遊子3603番地
"	矢 野 勝 盛	宇和島市遊子2936番地 1
"	山 下 良 征	宇和島市遊子1360番地
監 事	宮 住 将 壽	宇和島市下波2614番地
"	宇都宮 岩 雄	宇和島市遊子2136番地

○愛媛県告示第803号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成27年 6月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院 又は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
呼 吸 器 機 能 障 害	外 科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	松 田 英 祐	今治市喜田村7丁目1番6号	平成27年 6月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・肝臓機能障害	内 科	西予市立西予市民病院	兵 頭 和 樹	西予市宇和町永長147番地 1	平成27年 6月1日
小 腸 ・ 肝 臓 機 能 障 害	外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	中 村 太 郎	東温市志津川	平成27年 6月1日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	消化器外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	松 野 裕 介	東温市志津川	平成27年 6月1日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	平 松 友 佳 子	東温市志津川	平成27年 6月1日

○愛媛県告示第804号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成27年 6月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院 又は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	西予市立西予市民病院	乃 万 有 希	西予市宇和町永長147番地 1	平成27年 5月14日

公 告

○ 公 告

公文書の公開の実施状況

平成26年度の公開請求等に対する公文書の公開の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成27年 6月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 公文書の公開の請求等及び処理の状況

(単位：件)

Table with 5 columns: 区分, 請求等の件数, 処 理 の 状 況 (公開, 部分公開, 非公開), 取 下 げ. Rows include 公開請求, 公開申請, 合計.

注 1 公開請求とは、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく公開請求をいう。
2 公開申請とは、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされている愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号。以下「要綱」という。）に基づく公開申請（要綱第2条第1項に規定する実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真であって、同条第2項に規定する決裁等が終了したもののうち、公立大学法人愛媛県立医療技術大学に引き継がれたものに係る公開申請を含む。）をいう。

2 公文書の公開の請求等の実施機関別内訳

(単位：件)

Table with 3 columns: 実施機関, 公開請求件数, 公開申請件数. Rows include 総務部, 企画振興部, 県民環境部, 保健福祉部, 経済労働部, 農林水産部, 土木部, えひめ国体推進局, 出納局, 小計, 議会, 公営企業管理者, 教育委員会, 選挙管理委員会, 人事委員会, 監査委員, 公安委員会, 警察本部長, 労働委員会, 収用委員会, 海区漁業調整委員会, 内水面漁場管理委員会, 公立大学法人愛媛県立医療技術大学, 愛媛県住宅供給公社, 愛媛県土地開発公社, 合計.

3 公文書の公開の請求等の主な内容

(単位：件)

Table with 3 columns: 請求等の主な内容, 公開請求件数, 公開申請件数. Rows include 工事設計書, 名簿関係, 懲戒処分等の職員の処分関係, 建築工事再資源化等届出書, 公益法人等の決算書類.

4 公文書公開請求者等別の内訳

(単位：件)

Table with 3 columns: 公開請求者等の区分, 公開請求件数, 公開申請件数. Rows include 県内に住所を有する者又は事務所若しくは事業所を有する個人及び法人その他団体, その他のもの.

5 不服申立て等の状況

(1) 不服申立て

(単位：件)

Table with 8 columns: 不服申立て件数, 25年度からの繰越件数, 26年度不服申立て件数, 処 理 の 状 況 (却下, 棄却, 一部認容, 認容, 審理中), 取 下 げ. Rows include 0, 2, 0, 1, 0, 0, 1, 0.

注 不服申立てとは、公文書の公開請求に対する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てをいう。

(2) 不服申出

実績なし

○ 公 告

個人情報の開示等の実施状況

平成26年度の開示請求等に対する個人情報の開示等の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成27年 6月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 個人情報取扱事務の登録件数

(単位：件)

Table with 3 columns: 実施機関, 年度末件数. Rows include 総務部, 企画振興部, 県民環境部, 保健福祉部, 経済労働部, 農林水産部, 土木部, えひめ国体推進局, 出納局, 小計, 議会, 公営企業管理者, 教育委員会, 選挙管理委員会, 人事委員会, 監査委員, 公安委員会, 警察本部長, 労働委員会, 収用委員会, 海区漁業調整委員会, 内水面漁場管理委員会, 公立大学法人愛媛県立医療技術大学, 合計.

2 個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

(単位：件)

実施機関	請求の件数	処 理 の 状 況			取 下 げ
		開 示	部分開示	非 開 示	
知 事	115	29	6	80	1
公営企業管理者	79	47	26	6	0
教育委員会	17	17	0	0	0
警察本部長	61	4	44	13	0
合 計	272	97	76	99	0

注 他の実施機関については、実績なし。

(2) 口頭による開示請求

(単位：件)

実 施 機 関	請求の件数	
知 事	総 務 部	27
	県 民 環 境 部	10
	保 健 福 祉 部	37
	農 林 水 産 部	0
	小 計	74
教 育 委 員 会	7,663	
人 事 委 員 会	261	
警 察 本 部 長	21	
公立大学法人愛媛県立医療技術大学	86	
合 計	8,105	

注1 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭により開示請求できるものであり、請求があった場合は、原則開示するものである。

2 他の実施機関については、実績なし。

3 個人情報の訂正請求の状況

実績なし

4 個人情報の利用停止請求の状況

実績なし

5 不服申立ての状況

(単位：件)

区 分	不服申立て件数		処 理 の 状 況					取 下 げ
	平成25年度からの繰越件数	平成26年度不服申立て件数	裁 決 又 は 決 定			審 理 中		
			却 下	棄 却	一 部 認 容			
開示決定等に係るもの	4	1	1	3			1	
訂正決定等に係るもの	0	0						
利用停止決定等に係るもの	0	0						

○ 公 告

愛媛県労働委員会第42期委員候補者の推薦について

第41期愛媛県労働委員会委員の任期が平成27年8月28日で満了するので、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号。以下「政令」という。）第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会の労働者委員又は使用者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合又は使用者団体は、それぞれの次期委員候補者を次により推薦してください。

平成27年 6月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 推薦者の資格

(1) 労働者委員の候補者について推薦資格を有する労働組合は、法第5条第1項の規定による法第2条及び第5条第2項の規定に適合するとの立証を受けている労働組合であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

(2) 使用者委員の候補者について推薦資格を有する使用者団体は、労働問題を取り扱うことを主な目的としているか、又は業務の主要な部分としている使用者団体であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

2 被推薦者の資格

法第19条の4第1項に規定する者に該当する者は、委員となることができません。

なお、公共企業体等の職員、国家公務員又は地方公務員が委員に任命される場合は、その身分関係を規律する他の法律の規定により制約を受けます。

3 推薦期間

平成27年6月17日（水）から7月2日（木）まで

4 推薦方法

推薦書（別記様式）を平成27年7月2日（木）までに愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課へ到着するよう提出してください。なお、推薦書には、次の書類を添付してください。

(1) 労働組合については、政令第21条第3項の規定による愛媛県労働委員会の証明書

(2) 次の事項を記載した委員候補者の履歴書

ア 氏 名

イ 生年月日

ウ 本 籍

エ 現 住 所

オ 学 歴

カ 経 歴

別記様式（4関係）

推 薦 書

年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

労働組合又は使用者団体の名称

代表者氏名 印

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項

の規定により、愛媛県労働委員会 労働者委員
使用者委員 の候補者として次

の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属労働組合 又は所属会社 及びその地位	労働組合法(昭和24年 法律第174号)第19条の 4第1項該当の有無

注 不要の文字は、抹消すること